



**JAF**



JAF公認準国内競技

2017年JAF中部・近畿ラリー選手権 第7戦

2017年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第4戦

2017年JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第4戦

# 第33回 シロキヤラリー in 豊根

## 特別規則書

## Supplementary Regulations

開催日:2017年10月21日～22日

主催:チームシロキヤ

共催:トヨタオートスポーツクラブ

共催:モータースポーツチームPUMA

協賛: 住友ゴム工業株式会社

ダンロップタイヤ中部株式会社

後援:豊根村

一般財団法人茶臼山高原協会

豊根村観光協会

豊根村商工会

2017年JAF中部・近畿ラリー選手権 第7戦  
2017年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第4戦  
2017年JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第4戦  
第33回 シロキヤラリー in 豊根

目次

第1条	競技会の名称	3
第2条	競技種目	3
第3条	競技の格式	3
第4条	開催日程および開催場所	3
第5条	競技会本部（HQ）	3
第6条	競技内容	3
第7条	競技のタイムスケジュール	4
第8条	ラリー行程表	5
第9条	整備作業	5
第10条	賞典	5
第11条	オーガナイザー	5
第12条	大会役員	5
第13条	競技会主要役員	5
第14条	参加資格	6
第15条	参加申し込みおよび参加料	6
第16条	競技会有効任意保険	6
第17条	参加車両	7
第18条	参加台数	7
第19条	クラス区分	7
第20条	参加受理	7
第21条	クルーの装備品	7
第22条	参加申込受付期間	7
第23条	レッキの実施方法	7
第24条	タイムコントロール	8
第25条	スペシャルステージ	8
第26条	成績	8
第27条	附則	8
付則1	暫定ITINERARY（ラリー行程表）	9
付則2	CRO	10
付則3	信号灯によるスタート手順	10
別添1	JMRC中部ラリー互助会 《規約》	11

## 公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2017年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定、2017年JMRC中部ラリーシリーズ戦規定、2017年JMRC中部ラリー共通規則および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

### 第1条 競技会の名称

2017年 JAF 中 部 ・ 近 畿 ラリー 選 手 権 第 7 戦 (以下地区戦と記載)  
2017年 JMRC 中 部 ラリーチャンピオンシリーズ 第 4 戦 (以下地区戦と記載)  
2017年 JMRC 中 部 ラリーチャレンジシリーズ 第 4 戦 (以下チャレンジと記載)  
第33回 シロキヤラリー in 豊根

### 第2条 競技種目

ラリー競技開催規定の付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

### 第3条 競技の格式

JAF公認準国内格式 JAF公認番号:2017-2305

### 第4条 開催日程および開催場所

開 催 日 程:2017年10月21日(土)~10月22日(日)の2日間  
開 催 場 所:愛知県北設楽郡豊根村地内  
ラリースタート:愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター  
ラリーフィニッシュ:愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター

### 第5条 競技会本部(HQ)

所在地 名称:愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター  
開設日時:2017年10月21日(土)8:00~18:00  
:2017年10月22日(日)5:00~18:00

### 第6条 競技内容

1. 競 技 内 容 : スペシャルステージラリー
2. 総 走 行 距 離 : 約 1 5 0 k m
3. スペシャルステージ路面の種別: 舗装路面
4. スペシャルステージの総距離: 約 3 0 k m
5. スペシャルステージの数: 6
6. セ ク シ ョ ン の 数 : 2
7. サ ー ビ ス の 有 無 : 有
8. 競技中の指定給油所の有無: 有

## 第7条 競技のタイムスケジュール

参加申込の開始日

2017年9月23日(土)

参加申込の締切日

2017年10月6日(金)

サービスパークオープン

日時：2017年10月21日(土) 8:00~18:00

2017年10月22日(日) 6:00~18:00

場所：愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター

サービスパーク閉鎖

日時：2017年10月21日(土) 18:00~22日(日) 6:00まで

レッキ受付

日時：2017年10月21日(土) 8:00~8:30

場所：愛知県北設楽郡豊根村 茶臼山高原スキー場第6駐車場

レッキブリーフィング

日時：2017年10月21日(土) 8:45~9:00

場所：愛知県北設楽郡豊根村 茶臼山高原スキー場第6駐車場

レッキ

日時：2017年10月21日(土) 9:00~13:00(予定)

参加確認、サービス受付

日時：2017年10月21日(土) 12:00~15:00

場所：愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター

公式車両検査

日時：2017年10月21日(土) 14:00~16:00

場所：愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター

第1回審査委員会

日時：2017年10月21日(土) 16:00~

場所：愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター内 審査委員会室

ドライバーズ・ブリーフィング

日時：2017年10月21日(土) 16:30~

場所：愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター

スタートリストの公示

日時：2017年10月21日(土) 16:30(予定)

場所：公式掲示板(三沢高原・いこいの里 若者センター内)

スタート

日時：2017年10月22日(日) 7:00(1号車予定)

場所：愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター

ラリーフィニッシュ

日時：2017年10月22日(日) 13:30(1号車予定)

場所：愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター

暫定結果発表

日時：2017年10月22日(日) 15:00(予定)

場所：公式掲示板および表彰式会場(三沢高原・いこいの里 若者センター内)

表彰式

日時：2017年10月22日(日) 15:30(予定)

場所：愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター

## 第8条 ラリー工程表(別添)

### 第9条 整備作業

1. 整備作業の監督を担当する競技役員:技術委員長 小林 成広
2. 整備作業を行なうことができる場所:愛知県北設楽郡豊根村 三沢高原・いこいの里 若者センター
3. サービスパークには競技車両の他には登録されたサービスカー以外は入場出来ない。サービスカーは参加申込時に登録され、サービス車両であることを示すプレート(サービスカー登録証)を表示していなければならない。
4. 整備作業の範囲
  - (1)タイヤの交換
  - (2)ランプ類のバルブの交換
  - (3)点火プラグの交換
  - (4)Vベルトの交換
  - (5)各部点検増し締め
5. 上記以外の整備作業を行なう場合、所定の整備申告書に記入し、競技会技術委員長の許可を得ること。作業後は整備申告書を必ず提出すること。
6. 整備作業を行なうことができる者は、当該車両の乗員および登録されたサービスクルーとする。
7. 整備作業を行なうときは、必ずシートを敷いて行ない、サービスパークの美化に努めること。

### 第10条 賞典

DE-6クラス 1～3位:JAFメダル、副賞4～6位:副賞

DE-4.5クラス 1～3位:JAFメダル、副賞4～6位:副賞

DE-3クラス 1～3位:JAFメダル、副賞4～6位:副賞

チャレンジクラス 1～3位:主催者賞

なお参加台数によって、JAF盾を除き、各クラス参加台数の30%程度を目安に賞典を制限する場合があります。この場合の正式な賞典内容は公式通知にて示す。

### 第11条 オーガナイザー

名称:チームシロキヤ(JAF加盟クラブNo. 23017)

所在地:〒473-0908 愛知県豊田市宝町玉泉80番 (有)エスアールエス内

代表者:金子 敏邦 TEL:0565-28-6524 FAX:0565-29-9466 Email:srs@hm.aitai.ne.jp

### 第12条 大会役員

組織委員長 金子 敏邦(SHIROKIYA)

組織委員 松田 保夫(SHIROKIYA)

組織委員 村上 健(SHIROKIYA)

### 第13条 競技会主要役員

#### 【審査委員会】

審査委員長 長坂 眞澄(JMRC中部派遣)

審査委員 小牧 靖昌(JMRC近畿派遣)

#### 【主要オフィシャル】

競技長 御領 親幸(SHIROKIYA)

副競技長 杉原 慶彦(SHIROKIYA)

コース委員長 新堂 啓太(SHIROKIYA)

計時委員長 勝股 宗弘(SHIROKIYA)

技術委員長 小林 成広(SHIROKIYA)

救急委員長 山口 清二(TASC)  
事務局 長 鈴木 眞由美(SHIROKIYA)  
C R O 香川 秀樹(MASC)

## 第14条 参加資格

JMRC中部ラリーシリーズ戦規定第7条に記載の通りとする。

## 第15条 参加申込および参加料

### 1. 参加申込先・問い合わせ先

〒473-0908 愛知県豊田市宝町玉泉80番2 (有)エスアールエス内  
シロキヤラリー事務局

TEL:0565-28-6524 13:00~20:00 (水曜日を除く)

FAX:0565-29-9466

### 2. 提出書類

必要書類はJMRC中部のHPよりダウンロードすること。

1. 参加申込書
2. 車両申告書
3. サービス申込書
4. レッキ参加登録書
5. 中部ラリーシリーズ費用計算書
6. ラリー競技に有効な自動車保険(任意保険)証券の写し(保険の加入条件がわかるもの)
7. 宿泊要望書

### 3. 参加料

地区戦参加車両 60,000円(レッキ、土曜1泊2食含む; 1台につき)  
チャレンジ参加車両 45,000円(レッキ、土曜1泊2食含む; 1台につき)  
オープンクラス参加車両 58,000円(レッキ、土曜1泊2食含む; 1台につき)  
サービス車両登録 1,000円(1台につき; 各クルーあたり1台登録可とするが、  
区画に制限があるため台数調整を行うことがある)  
サービスクルー登録 8,000円(土曜1泊2食含む; 1名につき)

### 4. 参加料振込先(参加料を振込によって行なう場合)

参加料は参加申込書と共に現金書留で郵送するか、下記の預金口座へ振込によって支払うこと。  
尚、振込によって支払う場合は、振込明細票または振込領収書の写しを参加申込書に同封すること。

銀行名 : あいち知多農業共同組合

支店名 : 東浦南部支店

口座番号 : 普通預金0033949

口座名義 : 鈴木眞由美(スズキ マユミ)

5. 参加申込にかかるすべての郵送料および振込手数料は参加者負担とする。郵送料および振込手数料を参加料金から差し引かないこと。
6. 参加料を振込によって支払う場合、必要な提出書類の原本は郵送にてエントリー締切日までに大会事務局に到着しなければならない。

## 第16条 競技会有効任意保険

運転者は、ラリー競技に有効な対人(400万円以上)、対物賠償保険(30万円以上)および搭乗者保険に加入すること。

- ・JMRC中部モータースポーツ互助会およびJMRC近畿ラリー部会互助会を有効な対人対物保険とみなす。
- ・各地区のJMRC共済またはスポーツ安全保険にクルー全員が加入している場合は、搭乗者保険に加入しているとみなす。

## 第17条 参加車両

JMRC中部ラリーシリーズ戦規定第4条に記載のとおりとする。

## 第18条 参加台数

1. 総参加台数は60台までとする。
2. 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。この場合参加料等は事務手数料2,000円を差し引いて返還される。
3. 参加不受理および各参加者側の理由による参加申込取消しの場合は、事務手数料2,000円を差し引いて参加料等を返還する。
4. 正式受理後の参加料はオーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返還されない。

## 第19条 クラス区分

JMRC中部ラリーシリーズ戦規定第5条に記載のとおりとする。

## 第20条 参加受理

- 1) 参加受理は、参加申込締切後5日以内にJMRC中部ホームページにエントラントリストを掲載することを以って正式受理とする。
- 2) オーガナイザーは、理由を示すこと無く参加拒否する権限がある。
- 3) 参加不受理の場合は、事務諸経費2000円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
- 4) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、コ・ドライバー及び参加車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までに競技会審査委員会が認めた場合変更できる。
- 6) 正式参加受理後のすべての変更は、参加者が理由を付した正式文書に変更手数料2000円を添えてオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。

## 第21条 クルーの装備品

1. 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアル区間やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。但しコ・ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
2. ヘルメットおよびレーシングスーツは、2017年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものとする。
3. 上記1. の場合以外でも、競技中は長袖長ズボンを着用すること。

## 第22条 参加申込受付期間

1. 受付開始  
2017年09月23日(土) 00:00
2. 受付締切  
2017年10月06日(金) 24:00

## 第23条 レッキの実施方法

1. レッキ受付  
日時:2017年10月21日(土)8:00~8:30  
場所:愛知県北設楽郡豊根村 茶臼山高原スキー場第6駐車場
2. レッキタイムスケジュール  
レッキタイムスケジュールおよび実施の詳細はレッキ当日にレッキ指示書にて示す。
3. 各クルーはレッキの間中、左前ドアに配布のマグネット式レッキゼッケンを貼付しなければならない。

4. 各クルーは各スペシャルステージを(一部区間を除き)2回走行することができる。但し、同じ区間を重複使用するスペシャルステージは1つのステージとして、1ヶ所で2回の走行とする。
5. スペシャルステージ区間内では指示された方向に従って走行すること。逆走を禁止する。
6. レッキに競技車両を使用することを認める。
7. レッキのタイムスケジュールに定められた時間外の走行はいかなる場合も禁止する。これに違反した場合は大会審査委員会によって罰則が課せられる。また、レッキ以外での愛知県北設楽郡豊根村及び設楽町内での本人または関係者の事前走行を禁止する。もしその事実が発覚した場合は、氏名を公表するとともに、そのチームからの参加を一切認めない。
8. レッキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない、さらに特別規則や公式通知で通知されるオーガナイザーのいかなる指示にも従わなければならない。いかなる場合も他の道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない。オフィシャルはレッキのルート上で競技車両の動作を目視、計測機器、写真、ビデオ等によって監視することがある。全ての違反は大会審査委員会に報告される。

#### **第24条 タイムコントロール**

1. 公式時刻は日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
2. 最終TCについては、早着によるタイムペナルティを与えない。

#### **第25条 スペシャルステージ**

1. 公式時刻は日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
2. スタートはスタートリスト順または直前のTC通過順に1分間隔とする。
3. 計測は1/100秒まで行い、1/10秒未満は切り捨てとする。
4. スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定付則:スペシャルステージラリー開催規定第25条に従う。

#### **第26条 成績**

1. 各スペシャルステージにおける所要時間とペナルティタイムとを積算し、合計所要時間の少ないものを上位とする。
2. 合計所要時間が同じとなった場合は、ペナルティタイムの少ないものを上位とする。ペナルティタイムの比較によっても順位が決まらない場合は、SS1の所要時間の少ないものを上位とする。これによっても順位が決まらない場合は、以下SS2、SS3と順に比較する。

#### **第27条 付則**

1. 本規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
2. 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその付則、国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその付則、JMRC中部ラリー共通規則ならびにJMRC中部ラリーシリーズ戦規定に従って開催される。
3. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
4. 本競技会にて使用されるコースの肖像権は主催者に帰属する。

第33回シロキヤラリーin豊根 大会組織委員会

付則1 暫定ITINERARY (ラリー行程表)

**第33回 シロキヤラリー in 豊根**  
**ITINERARY (ラリー行程表)**

22nd Oct. '17

TC	Location	SS Dist.	iaison Dist	Total	Target	Average	1st car
SS	場所	SS距離	リエゾン距離	区間距離	基準時間	平均速度	1号車
<i>Section 1</i>		km	km	km	hour:min	km/h	time
TC0	Center						7:00
TC1	NiinoPass		9.50	9.50	<b>0:25</b>	22.8	7:25
SS1	T-Mortar Rev.	<b>5.63</b>	0.32	0.32	0:03		7:28
TC2	Kamikurokawa		12.73	18.36	<b>0:35</b>	31.5	8:03
SS2	MakiKami Ig	<b>5.89</b>	0.23	0.23	0:03		8:06
TC3	NiinoPass		15.67	21.56	<b>0:45</b>	28.7	8:51
SS3	T-Mortar Rev.	<b>5.63</b>	0.32	0.32	0:03		8:54
Refuel Toyone-Auto		to Refuel	17.15	38.77	50.29		
		Refuel to TC6A	17.15	80.51	103.29		
TC3A	Service in(Center)		22.05	27.68	<b>1:10</b>	23.7	10:04
TC3B	Service out/Regroup in				<b>0:45</b>		10:49
TC3C	Regroup out				<b>0:15</b>		11:04
<b>Sub Total</b>		<b>17.15</b>	<b>60.82</b>	<b>77.97</b>	<b>4:04</b>	-	-
<i>Section 2</i>							
TC3C	Center				-	-	11:04
TC4	Chausu		19.46	19.46	<b>0:35</b>	33.4	11:39
SS4	T-Mortar	<b>5.63</b>	0.33	0.33	0:03		11:42
TC5	Kamikurokawa		13.60	19.23	<b>0:35</b>	33.0	12:17
SS5	MakiKami Ig	<b>5.89</b>	0.23	0.23	0:03		12:20
TC6	Chausu		14.69	20.58	<b>0:40</b>	30.9	13:00
SS6	T-Mortar	<b>5.63</b>	0.33	0.33	0:03		13:03
TC6A	Center		9.82	15.45	<b>0:30</b>	30.9	13:33
<b>Sub Total</b>		<b>17.15</b>	<b>58.46</b>	<b>75.61</b>	<b>2:29</b>	-	-
<b>Grand Total</b>		<b>34.30</b>	<b>119.28</b>	<b>153.58</b>	<b>6:33</b>	-	-

付則2 CRO

CRO



香川 秀樹

電話：別途公式通知もしくはブリーフィングにて連絡する。

CRO行動スケジュール(予定)

10月21日(土)：HQ、サービスパーク周辺

10月22日(日)：HQ、サービスパーク、表彰式会場周辺

付則3 信号灯によるスタート手順

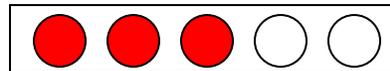
スタート5秒前：赤灯1個点灯



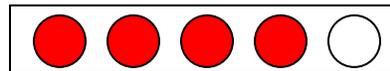
スタート4秒前：赤灯2個点灯



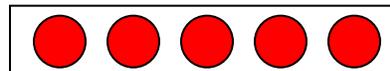
スタート3秒前：赤灯3個点灯



スタート2秒前：赤灯4個点灯



スタート1秒前：赤灯5個点灯



スタート時：すべての灯火が消灯



システム故障時には、クルーに十分聞こえる大きな声で30秒、15秒、10秒、5秒、4秒、3秒、2秒、1秒の順にカウントダウンを行う。

(別添1)

## JMRC中部ラリー互助会 《規約》

### 第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会(以下JMRC中部という)はラリー競技会の振興を図るため、相互扶助制度を設ける。

### 第2条 名称

JMRC中部ラリー互助会(以下互助会という)とする。

### 第3条 対象者

ラリー競技会に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員であること。  
必ず、JMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されていること。

### 第4条 互助会への加入

各自、互助会申し込み専用の振込用紙にて5,000円の会費(1大会毎の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。

また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

### 第5条 適用イベント

JAF中部近畿ラリー選手権および JMRC中部が認めた競技会に適用する。

### 第6条 補償内容(対人)

当該ラリー競技中(レッキを含む)に発生した、ドライバー本人が加害者となる対人身事故(死亡・重度障害)に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。

ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

### 第7条 補償内容(対物)

当該ラリー競技中に発生した、ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円(免責10万円)を限度として、見舞金を給付する。

ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

### 第8条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。

30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。

事故報告書(発生時の現場詳細図および発生状況説明書)および適正な方法で作成された見積書をJMRC中部に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、所属クラブ員が行うこと。

#### 第9条 給付

事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運営委員会で給付の承認がされた場合、支払い済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。

#### 第10条 施行

2014年5月28日より施行する。

2012年1月7日 制定  
2014年5月28日 改正